

令和4年度(2022年度)第1回環境審議会 議事録要旨

1 日 時 令和4年(2022年)8月5日(金曜日)10時00分から11時10分まで

2 場 所 熊本市役所 議会棟2階 予算決算委員会室

3 出席者 環境審議会委員(12名)

篠原	亮太	会長	高宮	正之	副会長
鳥居	修一	副会長	阿部	淳	委員
川越	保徳	委員	上迫	大介	委員
阪本	恵子	委員	宮園	由紀代	委員
村山	勝年	委員			

※以下の委員はオンライン参加

中田	晴彦	委員	原島	良成	委員
波村	多門	委員			

事務局(6名)

早野	貴志	環境局長	永田	努	環境推進部長
梶原	桂子	環境政策課長	吉田	香織	環境共生課長
緒續	美智子	環境政策課副課長	田尻	一誠	環境共生課長補佐

4 欠席者 環境審議会委員(3名)

張	代洲	委員	宮瀬	美津子	委員
澤	克彦	委員			

5 次第

(1) 開会

事務局挨拶

配布資料の確認

(2) 議題

審議事項 池田二丁目環境保護地区の指定解除について

(3) 閉会

6 配布資料

次第

- | | |
|------|--|
| 資料 1 | 令和 4 年度第 1 回環境審議会（池田 2 丁目環境保護地区の指定解除について） |
| 資料 2 | 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例及び規則の改正案【新旧対照表】 |
| 資料 3 | 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づく環境保護地区の指定解除等の審査基準を定める要綱案 |
| 資料 4 | 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第 3 条第 1 項の規定に基づく環境保護地区の指定の審査基準を定める要綱案 |
| 資料 5 | 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例【現行】 |
| 資料 6 | 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則【現行】 |

（注）本文中では、「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」を「条例」、「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則」を「規則」、「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づく環境保護地区の指定解除等の審査基準を定める要綱案」を「解除要綱」、「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第 3 条第 1 項の規定に基づく環境保護地区の指定の審査基準を定める要綱案」を「指定要綱」と記載する。

開 会

【事務局挨拶】

早野 環境局長 挨拶

【配布資料の確認】

事務局より説明

【定足数報告】

事務局 熊本市環境審議会規則第 10 条第 2 項の規定により委員の過半数の出席が必要であるが、本日は委員 15 人中 12 名の出席であるため、審議会開催の定足数を満たしていることを報告する。

【委員就任挨拶】

上迫 委員 挨拶

議 題

【審議事項 池田二丁目環境保護地区の指定解除について】

篠原 会長 本審議事項は、池田二丁目環境保護地区の指定解除について、昨年 12 月 22 日開催の令和 3 年度第 4 回の審議会で、市長より本審議会に諮問された案件であり、「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、指定している環境保護地区の指定解除について、当条例により「あらかじめ環境審議会の意見を聞かなければならない」と定められている。

前回の令和 3 年度第 5 回環境審議会から状況が変わったため、事務局からの説明を求める。

吉田 環境共生課長

(資料 1 について説明)

池田二丁目環境保護地区の解除について、前回の審議会においていただいたご意見を受け、事務局では条例の条文と考え方を再度整理したため、その案を示させていただきたい。その上で、解除申出がある池田二丁目環境保護地区の指定解除の可否について、改めて審議をお願いする。

資料 1 ページに示している 1～5 の項目で説明する。

資料 2 ページでは、令和 3 年度第 5 回環境審議会でのいただいたご意見と事務局の対応案を示している。

まず、資料 3 ページで昨年度に審議いただいた件について、振り返りも含めて状況の説明をさせていただきたい。池田二丁目環境保護地区において、昨年 11 月に土地所有者から解除の申出があった。対象となる①から⑦の土地の所有者は、これまで A～D の 4 人となっていた。昨年、C 氏が亡くなり、B 氏が相続をされたことで、A、B、D 氏の 3 人が所有者となり、全員一致で、環境保護地区の指定の解除を申出されている状況である。

土地①、②、③、④、⑦については、規則第 5 条第 1 項第 3 号の「保護協定締結後 10 年以上経過した場合で、所有者からの解除の申出があったとき」を、土地⑤、⑥については、条例第 6 条第 1 項第 4 号の「市長がやむを得ないと特に認める場合」を適用条項とする考えを示させていただいていた。

前回の審議会では、条例及び規則の解釈に疑義があり、条例等を再度整理する必要が生じたため、解除の審議が持ち越しとなっていた。これに対して、事務局において整理を行い、再度対応案をお示しすることで、前回総意をいただいた。

資料 4 ページの表が、昨年度の環境審議会でのいただいたご意見とそれに対する事務局からの対応案をまとめた表となり、大きく 4 点ある。

まず 1 点目、条例の第 6 条第 1 項第 3 号には、規則第 5 条第 1 項に規定する解除要件が書かれておらず、規則に定める解除要件は効力を持たない可能性が高い、とのご意見

をいただいていた。こちらは、該当する条例と規則を整理し、一部改正を行う案としており、資料 5～9 ページにてご説明する。

2 点目は、条例第 6 条第 1 項第 4 号の「市長がやむを得ないと特に認める場合」の条件を明確にしてほしい、とのご意見をいただいている。この件については、審査基準を定めた要綱を制定することとする。こちらは、資料 10～14 ページにてご説明する。

3 点目は、環境保護地区の指定の際は、これまで内規の「指定方針」を適用していたが、条例や規則に明記してはどうか、とのご意見をいただいている。こちらについても、指定に関する審査基準要綱を制定して、市の審査基準種で公表することとする。資料 15～16 ページにてご説明する。

4 点目は、環境保護地区の自然環境が存続していくよう、制度を検討する必要があるとのご意見をいただいている。こちらに関しては、今後、別途、自然環境部会で審議し、ご報告をさせていただきたいと考えている。

次の資料 6 ページから詳細をご説明する。

資料 6 ページの表は、適用条項と現行の解除事由を整理したものである。条件及び規則に定める解除事由は 7 つあるが、このうち、解除事由 1、2、7 は、条例のみに規定し、解除事由 3～6 は、条例及び規則に規定している。赤枠で囲んでいる解除事由 3～6 については前回の審議会でご指摘を受けた部分となり、解除事由 3～6 の条項となる条例及び規則について、一部改正を考えている。

資料 7 ページの表は、左側に解除事由 3～6 に係る現行の条例、右側にそれに関する現行の規則を記載している。条例 6 条第 1 項第 3 号では、「相続により土地所有者等に変更があった場合で、相続者から経済的な理由により解除の申出があったとき」を代表例として示し、規則第 5 条第 1 項の各号で具体的事例を挙げている。

規則第 5 条第 1 項第 1 号ア「相続による所有者等の変更があり、経済的な事由により解除の申出があったとき」、これは条例と同じ事由になる。次の第 1 号イ「相続による所有者等に変更があり、5 年以上を経過し、解除の申出があったとき」、第 2 号「売買等による所有者に変更があり、5 年以上を経過し、解除の申出があったとき」、以上は、所有者等の変更が前提となっている規定になる。

右側の網かけをしている部分の第 3 号「保護協定締結後 10 年以上を経た場合で、解除の申出があったとき」は、解除事由に所有者の変更が含まれていない内容となる。

条例をつくる際には、1 条文 1 概念の考えというのがあるが、所有者の変更があった場合と変更がなかった場合という事例を規則に含むと一貫性がないということになる。

前回の審議会でごいただいたご指摘を受けて、検討した結果、条例と規則の部分について改正することとした。

資料 8 ページは改正案になる。まず、1 番下の網かけの部分は、条例第 6 条第 1 項第 4 号に「保護協定締結後 10 年以上経た場合」を新たに設け、規則第 5 条第 1 項から削ることとした。

また、ご指摘をいただいていた条例第 6 条第 1 項第 3 号の「相続により環境保護地区の土地の所有者、管理者またはその権限を有する者に変更があった場合で」の後ろにつき読点を削り、条文をより読みやすくなるよう整理した。

なお、この条例及び規則の新旧対照表は、資料 2 として添付をしている。

資料 9 ページの表のとおり、この条例と規則の改正を行うことにより、①、②、③、④、⑦の土地は、改正条例第 6 条第 1 項第 4 号の「保護協定締結後 10 年を経過し、所有者から解除の申出があった場合」を適用条項として解除したいと考えている。

なお、これに関連はないが、規則に含まれる様式に関する改正も行う予定である。規則の様式を要綱に移行するというものであるが、これまで規則に様式がある場合、改正に時間がかかっていた。今後、市民の利便性の確保と業務の効率化を目的に全庁的に進めているものであり、本規則においても、今回の改正に合わせて移行をする予定である。様式の内容に変更はないため、ここでは省略させていただく。

解除要綱の制定について、資料 11 ページの現行の解除事由と適用条項を示した表において、赤枠で囲んだ部分の解除事由 7 にあたる条例第 6 条第 1 項第 4 号では「市長がやむを得ないと特に認める場合」としているが、前回の審議会では、その基準がなく解除の判断が出来ないとのご意見をいただいていた。

そこで、今回、この場合の審査基準を定めた要綱を制定することとした。

資料 12 ページは、今回新たに制定する「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づく環境保護地区の指定解除等の審査基準を定める要綱」案である。この要綱では、「市長がやむを得ないと特に認める場合」として、大きく 2 つの要件を設定している。

1 つ目の要件として、「環境保護地区の一部の土地の指定が解除された結果、残った土地の面積が 2,000 m²を下回った場合、残りの土地の所有者から指定解除の申出があった場合」を基準としている。

また、2 つ目の要件として、「良好な自然環境の形成・維持にとっての必要性、申出者において指定解除を必要とする事情等を総合的に勘案し、市長が特に必要と認めた場合で、環境審議会が指定解除が適当と認めた場合」に、解除するものを審査基準としている。

なお、条例第 6 条第 2 項において、指定解除の際には、あらかじめ環境審議会の意見を聴くことを定めているが、この要綱では、さらに審議会において「指定解除が適当」

と認められる必要があるという規定を提示させていただいている。解除要綱の案の全文は、資料 3 として添付をしている。

資料 13 ページは「市長がやむを得ないと特に認める場合」の基準として、要綱を定めることにより、池田二丁目環境保護地区においては、土地①～④、⑦については、改正条例第 6 条第 1 項第 4 号により解除が見込まれることから、土地⑤、⑥の面積は 1,023 m²となり、2,000 m²を下回る事となる。

よって、改正条例第 6 条第 1 項第 5 号及び要綱第 2 条第 1 項の適用により、解除したいと考えている。(資料 14 ページ)

指定要綱の制定について、資料 16 ページは、「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第 3 条第 1 項の規定に基づく環境保護地区の指定の審査基準を定める要綱」案である。これまで環境保護地区の指定においては、内規の指定方針をもとに行っていたが、昨年度の審議会において、公にすべきとのご意見をいただいたことを受けて、要綱を定め、審査基準集で公表・公開することを考えている。

内容は、これまでの指定方針をそのまま反映させたもので、2,000 m²以上の緑地について、①植生自然度、②緑量、③景観の項目で評価し、基準 A に該当する緑地を候補地として、審議会でのご意見をいただくという流れとなっている。指定要綱案の全文は、資料 4 として添付をしている。

今後、環境保護地区の制度のあり方とともに、指定要綱の内容を自然環境部会において審議していただく予定である。

最後に、資料 18 ページで今後のスケジュール案についてご説明する。

本日の環境審議会の後、第 3 回定例会に条例の一部改正の議案を提出する。議決後、改正条例を公布し、解除要綱等を制定する。その後、委員の皆様から指定解除の可否を判断いただき、9～10 月に環境審議会から解除について書面で市長へ答申をいただきたいと考えている。10 月に解除の公告を行い、14 日間の縦覧の後、11 月までに告示を行い、指定解除となる。

なお、今後の指定解除の手続きと並行して、自然環境部会において、環境保護地区制度のあり方の検討を行い、環境審議会にご報告させていただきたい。

篠原 会長 今までの要綱や規則の規定したものを、しっかりと条例の中に盛り込んでいくという案である。

今日、初めてご出席の上迫委員にはわかりにくいところもあるかと思うが、事務局からの説明についてご意見等はないか。

上迫 委員 基礎的な質問になるかと思うが教えていただきたい。まず、資料 9 ページの指定解除の申出と適用条項のところ、土地⑤、⑥については相続があるのに、改正後の適用条項として改正条例第 6 条第 1 項第 5 号、すなわち「市長が特に必要と認める場合」と整理されているが、これは第 3 号の「相続があった場合」には該当しないのか。

吉田 環境共生課長 相続があった場合にはなるが、相続があっても 5 年以上の経過が必要である。または、協定を 10 年以上締結していないと、解除が出来ないような形になるが、相続があった時点で協定がリセットされるため、そこには該当しない、というような解釈としている。

上迫 委員 もう 1 点よろしいか。その場合、「市長が特に認める場合」というところで、資料 12 ページは、具体的にどういったときにやむを得ないと認めるのかというものと理解しているが、2,000 ㎡を下回った場合において判断していくということかと思う。

ある程度、面積で区切るというのはやむを得ないと思うが、人によっては、2,000 ㎡を切ってもここは残すべき、というようなご意見もあるかと思う。2,000 ㎡の根拠や妥当性等についてはどのようにお考えであるか。

吉田 環境共生課長 2,000 ㎡というのは、最初に環境保護地区を指定するため調査をした場合に、どのぐらいの緑地を残したいかという論議があり、1,000 ㎡なのか 2,000 ㎡なのかというところで論議がされ決定されたものである。1,000 ㎡以上の土地もたくさんあったようだが、そうすると多額の交付金も交付しないといけないというところもあった。

もともとモデルになったのが藤崎宮の裏の緑地が大体 2,000 ㎡ぐらいで、その程度のまとまった緑地を残していこうという話があった。その流れで「2,000 ㎡」という区切りをつけさせていただいているところである。

篠原 会長 そのときに指定基準として、資料 16 ページにあるランキングを A~E と決めて、2,000 ㎡を書き込んだということで、これがずっと生きているということ。2,000 ㎡が妥当かどうかというのは当時、これを決めたときにいろいろあったかと思うが、こういう基準が決められているという解釈でよろしいか。

科学的根拠があるかどうかという点については、今後のこともあるので、自然環境部会長の高宮委員、何かコメントをいただけるか。

高宮 委員 今まで内規で決められたことを明確にしようということで、2,000 ㎡以上

の緑地ということがまず条件になっている。考えてみると、20m×100m、45mの二乗の感じなので、そのくらいの規模が必要だと私も思う。ただ、「極めて良好」や「良好」という判断をどうするのか、かなり判断が難しいのではないかと思う。

それと、「植生自然度」について、これを作ったときからもう随分何十年も経っているので、その辺の見直しももしかしたら必要かなという気もしていた。

「緑量」についてはピンとこないが、2,000㎡の中に16,000㎡あるというのは、㎡の単位であっているのか。平面上に落としたときに、どのくらいの面積を覆っているかというのは、あまり聞いたことがないので、意味がよくわからなかった。そういうところが少し気になると思っていて、今後のこの見直しに関しても自然環境部会で検討しようということになっているので、この数値についてももう一回確認した方がいいのかもしれないと思っている。

篠原 会長 今回のとは少し内容が違うが、自然保護地区のことは、今後、自然環境部会を中心に指定基準も含めて検討していく。今回の改正条例のように、直ちにというわけではないが、やっていただきたいと考えている。指定基準ができてから時間の経過が随分経つので、その点についても様々な検討をする必要があると考えている。

他の委員の意見はどうか。

川越 委員 確認をさせていただきたい。資料3の解除要綱第2条第1項で「条例第6条第1項第1号から第4号までの事由に該当したことにより環境保護地区の一部の土地の指定が解除された結果」とあるが、これはすなわち、「環境保護地区」と定めたとき、そのうちの一部が解除されるということがある、という前提があるのか。地区の全体解除ではなく、地区の中の一部の土地だけが解除されるということがあり得るのか。何点か質問等があるが、まずはこの点について聞きたい。

吉田 環境共生課長 一部の解除もあり得るし、これまでも一部解除というのはあった。

川越 委員 一部が解除された結果は、されることが想定された場合もありと考えるのか。

吉田 環境共生課長 ありと考えている。

川越 委員 要は、一部解除をされてからではなく、されることが想定されるということも、この条件の中に入るのか。例えば、手続きとして先に解除されて、それから解除という話なのか。もしくは、2,000㎡を下回るということが想定されるということも入るのか。

吉田 環境共生課長 要綱では、解除された“結果”としているので、ご審議していただいて一部を解除した結果、残った土地が 2,000 ㎡を下回った場合という考え方である。

川越 委員 もう少し明確にしておいたほうがよいかと考える。

次に「2,000 ㎡を下回った場合において、当該残余の土地の所有者から指定解除の申出があったとき」について、これは、例えば 2,000 ㎡を下回ったことにより、市のほうから解除を促すことがあるのか。それとも、たまたま今回の場合は、関係者の皆さんだったので、当然情報が共有されただろうが、そうでない場合や 2,000 ㎡を下回るということを、残りの土地の所有者の方に情報を共有させるということをして、なおかつそれで自主的にその方々が申出した場合、という話なのか。

吉田 環境共生課長 これについては、解除したら告示をすることになるので、広くお知らせする形になる。親族関係であれば、情報を共有されることもあるかと思うが、この解除をこちらからお勧めするということではなく、そういう申出があわせてあった場合は、そういうこともできるという形にしたいと考えている。

川越 委員 2,000 ㎡を下回った場合、申出がなかった、もしくは希望がなかったら解除出来ない、あるいは解除しなくてよい、という話なのか。

吉田 環境共生課長 その場合は一部解除という形になるかと思う。

川越 委員 一部解除したときに 2,000 ㎡を下回ってしまう場合、申出がなかったら出来ない、という前提なのか。2,000 ㎡を下回った段階で、「そのときに申出があったときには解除事由になるが、申出がなかったら解除しない」、それとも、「そのときに基準が変わり、もともと 2,000 ㎡の要件があるところに別の規定を使って解除することになる」のか。

吉田 環境共生課長 別の規定というのはここでは定めないので、この範囲で、2,000 ㎡を下回った場合でも、他に申出がなければ、最初の申出の分のみの解除で、一部解除という形になると考えている。

川越 委員 2,000 ㎡を下回っていても、そのまま保護地区として維持されると考えていいのか。

吉田 環境共生課長 規定上はそうなるので、2,000 ㎡を下回ったとしても、環境を守

っていく土地として残すと考えている。

原島 委員 指定後に指定要件を満たさなくなった場合は、解除の規定がなくても解除できる、というのが、行政法の理論であり、判例もある。

今回の場合、2,000㎡というのは、解除要件であるにとどまらず、指定の要件でもあるようなので、これを下回ったら職権で解除することも出来るということ。

篠原 会長 自動的に2,000㎡を下回ると、解除になってしまうということなのか。

原島 委員 自動ではなく、「職権で申出がなくても解除することはできる」と考えることになるが、先ほどの事務局の回答だと、そうは考えておられなかったようである。

篠原 会長 残りが2,000㎡を切ってしまうと解除の状態になってしまうということなのか。

原島 委員 正確に言えば、自動的に解除ではなく、申出がなくても市長が職権で解除することができる、という意味である。

篠原 会長 残った土地の所有者の方も何も言わなければどうなるのか。

原島 委員 市長ができると考えることになると思う。その場合の要件も一応、判例であるが、規定がなくても市長は解除できると考える。

篠原 会長 市長が解除しなかったら、そのまま放置というか、保護地区のままなのか。

原島 委員 そのままというのは、適正ではないと思う。指定要件を満たさなくなっているのに、解除すべきであると思う。

篠原 会長 原島委員のアドバイスによると、判例もあるということなので、もう少し皆さんの意見を聞きたい。

川越 委員 何点か確認させていただきたい。まず、資料4に「緑地」という言葉が出てきて、資料16ページで「緑量」と出てくる。資料3では「土地」という言葉を使い、資料4では「緑地」という言葉が使われている。資料16ページのほうでも土地ではなく、「緑地」という言葉を使っており、「緑地」と「緑量」は面積で表していると思うが、何が違うのか。

根本的なところで申し訳ないが、緑地で2,000㎡という言い方、これは土地で2,000㎡ではなく、あくまで「緑地」の2,000㎡、それは一体どういう定義なのか。

吉田 環境共生課長 「緑地」は、緑地の調査をする場合、森林や2次林、野草地、というように分類がいくつかあり、そういうところを「緑地」というふうに定義をして面積を算出するようにしている。

川越 委員 要は、「緑地」という何か定義がある土地があり、その緑地として、あくまで2,000㎡ということなのか。

吉田 環境共生課長 はい。

川越 委員 「緑量」とはまた違うと考えていいのか。

吉田 環境共生課長 「緑量」という言葉の定義が、この環境保護地区の指定をするときの言葉で、当時から出てくるが、おおむね緑地と同じような植物がある面積のことを言っていると解釈している。その辺の定義についても今後検討していきたいと考えている。

川越 委員 最後の確認である。資料16ページの表の③景観のところの最初に、「眺望度」という言葉があり、資料4の裏面の上表のすぐ下の(3)「景観は」の次に、「眺望度」が入っていないのは何か理由があるのか。

吉田 環境共生課長 資料4の要綱案については、「眺望度」が抜けているので、修正させていただきたい。

篠原 会長 資料4と資料16ページの違いで、「眺望度」が抜けているので、資料16ページに合わせるとのこと。資料4は、まだ決裁は終わっていないのか。

吉田 環境共生課長 条例などを改正した後に決裁をとる予定である。

高宮 委員 数字を見ていて、違うのではないかと思った点が、もしかしたら「緑量」は、単位が㎡ではなくm³ではないのか。例えば2,000㎡のところ、8mの高さがあったところがあれば、ちょうど16,000㎡になる。そしたら何となく理解できる。資料16ページのEは、2,000㎡あるが、全然木がないので、平らになり、2,000㎡になるということだと思う。

吉田 環境共生課長 書類上は「㎡」になっている。

篠原 会長 それは何を参考にしているのか。

吉田 環境共生課長 過去の内規を見ると、記載が「㎡」になっている。

篠原 会長 その点については、事務局として確認をしておいてほしい。その他ご意見を伺いたい。

阿部 委員 資料 16 ページの指定要綱で③景観についての評価に「保全度」という言葉がある。下表に注釈がついており、「保全度」とは、「植生保全度」、つまり、どれだけその木が生えたり緑があるかというところで評価するということ。その注釈を見ると、「植生保全度の裸地等は－1点」とかなり厳しく評価するということだが、これは例えば、砂浜や河川敷等、そういったところについては対象にしないという理解でいいのか。

吉田 環境共生課長 対象に河川敷や砂浜等が入っていない。

阿部 委員 あくまで、これは緑地の保全のための条例ということでもいいのか。

吉田 環境共生課長 はい。

阿部 委員 資料 5 の条例第 3 条第 1 項第 2 号「河川、湖沼、湧水池その他の水辺景観が優れている地域」と書いてあったので、そういうのも入れるのかと思ったが、これは緑地だけを想定するというこでいいのか。

吉田 環境共生課長 はい。

篠原 会長 その他ご意見を伺いたい。

上迫 委員 資料 4 については、今後、審査基準ということで、どういったところを保護区域にしていくか、という基準だと理解をしている。

資料 5 の（環境保護地区）について、条例第 3 条第 1 項第 1 号を見ると、「野生生物の生息地及びその生育環境を保全する必要がある地域又は歴史的及び文化的遺産と一体となった地域で」とあり、「野生生物の生息地、生育環境を保全する地域」については、資料 4 の裏面の第 3 項第 1 号「カブトムシ等の昆虫や野鳥の生息場所となってい

る」というところであるのかなと理解している。一方で、この条例で規定する「歴史的文化的遺産と一体となった地域で」について、資料4には出てこないように見受けられるが、その点についてはいかがお考えか。

吉田 環境共生課長 ご指摘のとおり、この条例の中の文言とこちらの基準の中の文言と一致がしてない部分がある。

もともと内規がこういう形であるので、まずはこれを要綱として形にして、今後、基準を見直すべき部分については検討をしていきたい。

篠原 会長 内容として、まだまだ未完成のところがあるとのこと。その他ご意見を伺いたい。

村山 委員 先ほどから2,000㎡の話が出ており、私も聞きたかったところである。今の住宅事情を考えて、かなり住宅が込み入ってきているという実情から考えると、自然環境部会にて別途検討する、ということでこの場の議論ではないのは承知しているが、インターネット検索での、あくまでも参考事例ではあるが、他の政令指定都市でも「1,000㎡」というのもある。そういうのも参考にしながら、市民目線で見たときにわかりやすいのは1,000㎡位も考えられるので今後の検討に加えていただきたい。

篠原 会長 今後、自然環境部会で、内容や基準を少し詰めていただく。基準を決めるときは、今後、核やその基礎となるきちんとした理由づけをしないと良くないので、お願いしたい。

中田 委員 先ほどの「緑量」のところもそうだが、言葉の定義がはっきりしないと感じた。少し調べていたが、「緑被率」という言葉がどちらかというと、現在はメジャーな言葉かと思う。

継続するところや新しい言葉、同じような意味、そういう概念が出てきたのなら、こちらのほうにもシフトして、何かそういう工夫が、せつかく要綱・条例を変更するいい機会だと思うので、そういう考え方も取り入れたらどうかと思う。

篠原 委員 「緑被率」という言葉が出てきた。今後、これも検討の事項ということで、お願いしたい。

皆さんから、ご意見はないか。

原島 委員 資料8ページを見ると、今回、「保護協定締結後10年以上だった場合」について、条例に要件として解除要件が盛り込まれたことはよかったと思う。

一方で、規則第5条第1項第2号「売買等で5年以上経過した場合」という要件について、今後、問題になるかもしれないので、一言だけ申し上げておく。ただし、今回の案件とは関わりがないので、特段、反対するというわけではないが、「売買等」という要件が入っていると、自然保護に対して後ろ向きな判断であると思う。

条例第6条第1項第3号には「相続」の話しか書かれておらず、「売買」については書かれていないので、条例を変えるのであれば、相続に限定しない第6条第1項の書き方のほうが、将来的にはもめないで済むような気もした。

第6条第1項第3号で「相続により」とあるが、「相続“等”により」とした上で、「相続した者から申出があったとき」ではなく、「“所有者等”から申出があったとき」というように変えたほうが、規則との整合性はよくなると思う。

しかし、今回の池田二丁目の件には関わらないので、指摘にとどめる。

篠原 会長 事務局いかがか。

吉田 環境共生課長 「相続」という書き方ではなく、「相続“等”」ということで、「相続」と「売買」を分けずに記載をするような意味で認識したが、原島委員、それでよろしいか。

原島 委員 次に条例を変えるのであれば、相続に限定しない書き方のほうが、将来的な禍根を残さない、という意見を述べたのみである。

篠原 会長 相続に限定しないということか。

原島 委員 その通りである。

篠原 会長 どのような書きぶりがいいのか。

原島 委員 「相続“等”により環境保護地区の土地の所有者、管理者又はその他の権限を有する者に変更があった場合で“当該環境保護地区を相続した者”」を少し変えなければならないが、「当該環境保護地区の“新たな所有者等になった者”から経済的な理由により解除の申出があったとき」というように書き方を変えないと、本当に据わりが悪いと思う。

篠原 会長 相続に限定せずに「売買」を含めたほうがいいということ。今後、改定する内容でもあるので、この辺り、早野局長よろしいか。

早野 局長 解除要件をあえて「相続」に限定していると考えてはいるが、いかがか。

原島 委員 それでは、規則第5条第1項第2号で「売買等」は使わないのか。

早野 局長 条例と規則を再度整理させていただきたい。

篠原 会長 要は、あまりここで限定してしまうよりも、「相続」と「売買」に分けずに“等”で一緒に入れたほうがいいのではないかということ。

私が心配するのは、相続した人が4年経った後、売買すると、またそれから5年間は解除出来ないということか。所有者が変わってとにかく5年経たないと解除出来ない、というのは間違いないか。

(異議なし)

篠原 会長 条例・規則の文言のところは、少し検討してもらおうということをお願いしたい。皆さんから、ご意見はないか。

宮園 委員 申請する側の立場から考えてみたが、やっぱり時間がかかると、かなりストレスも大きかろうと思うが、1つ質問がある。10月の公告したときの公告の方法はどういったものなのか。公告後、例えば誰でも異議申立てをできるものなのかどうか。もしも異議申立てがあったときどうするのか。少しその辺りを教えていただきたい。

吉田 環境共生課長 公告の方法については、文書で公告という形で広く掲示する、というような一般的な公告になる。

14日間の縦覧後の異議申立てができるかについてお尋ねをいただいたと思うが、それについては、すぐに確認が出来ないので確認させていただきたい。

篠原 会長 いろんな意見が出たが、事務局でまとめて、新しい原案に少し手を入れる必要があると思うので、お願いしたい。

皆さんから他に意見がなければ、これで質疑応答は出そろったということで締めたい。

今回は、条例の改正、要綱の制定を受けて、指定の解除について審議会から答申する必要がある。

もともと解除については、前回までの会議でかなり議論してもらい、解除はいいだろうと審議会の中でご意見をいただいていた。ただ、解除するにしても、今後、自然を守っていくためには、自然環境部会に議論していただく必要がある。

今後、環境保護地区を守っていくためにはどうしたらいいのか、継続するためにはど

うしたらいいのかというのは、別途、自然環境部会で審議していただき、この審議会に上げていただくという手はずになっているので、お願いしたい。

今回の条例の改正及び要綱の制定された場合は、指定解除は OK を出す、とすることにしたと思う。

条例の改正については、皆さんに事務局から書き直した文書をお送りして、皆さんの承諾を得るということによろしいか。

(異議なし)

篠原 会長 解除が認められたら、自動的に解除の手続きを事務局が進めてもらうということになるかと思う。事務局から改訂版が送られてくるので、もう一度見ていただき、それで疑義があれば、さらに事務局と提案いただいて、私と事務局の間でやりとりをして、関連の委員とも打ち合わせをして、最終的な決定をしたいと思う。

皆さんに書面によってお伺いする、ということになるので、この場でご了承いただきたい。

(異議なし)

篠原 会長 他にご意見なければ、これで閉会としたいが皆さんよろしいか。

(意見なし)

終 了

篠原 会長 本日本日予定していた議題も全て終了したので、これを持って令和 4 年度第 1 回熊本市環境審議会を閉会する。事務局へお返す。

緒續 環境政策課副課長 本日の審議は議事録要旨を作成し、後日、委員にご確認をいただきたい。

以 上